

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

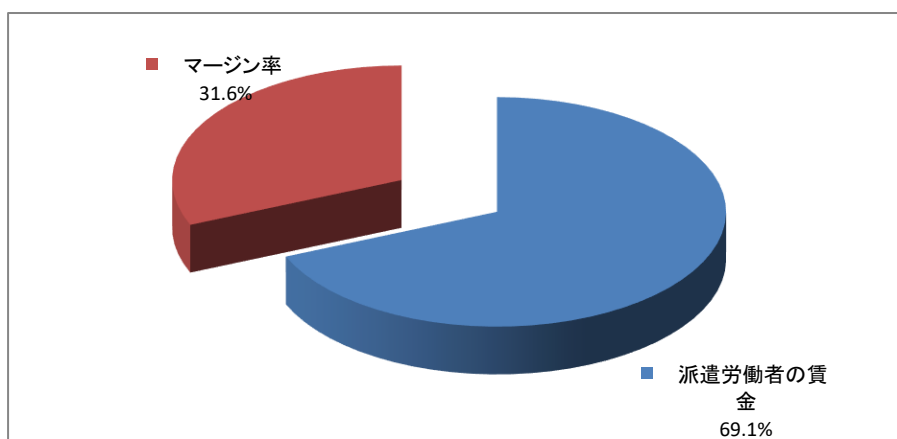
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

■株式会社ヒューマンサポート

◇本社 〒379-0129 群馬県安中市下磯部1006番地

派遣労働者の数	33人
派遣先の数	8社
マージン率	31.6%
教育訓練に関する事項	諸規則の説明 ビジネスマナー 安全衛生教育
派遣料金の1人あたりの平均額	20,159円
派遣社員の賃金の平均	13,798円(1日8時間当たり換算)
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期限	2025年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
その他参考と認められる事項	福利厚生等



一番多く占めるのが派遣労働者の賃金等で、料金の総額の69.1%となります。
マージン率は31.6%となっております。

マージン率の中には

- ・ 雇用主として負担する健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの社会保険料
- ・ 派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・ 資格取得や技能講習受講、外部研修会参加等の補助、支援に充当した費用
- ・ 営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・ 求人広告費や通信費などの諸費用
- ・ 派遣先における業務遂行中の対人・対物事故賠償リスク回避の総合賠償責任保険料
- ・ 営業利益

などが含まれております。